

議員提出議案第2号

再審法（刑事訴訟法の再審規定）の改正を求める意見書

上記の議案を会議規則第14条第1項の規定により提出する。

令和3年3月25日

提出者 西東京市議会議員 大 竹 あつ子

賛成者 西東京市議会議員 森 てるお

西東京市議会議員 納 田 さおり

再審法（刑事訴訟法の再審規定）の改正を求める意見書

多くの再審事件では、もともとの裁判では明らかにされていなかった証拠、つまり検察によって隠されていた証拠が再審請求審で初めて明らかになって、「やり直しの裁判」つまり「再審」が認められる。確定判決で有罪とされた事件に再審、裁判のやり直しの請求がされ、再審開始決定を経て再審無罪が確定するという事件が2010年の足利事件、2011年の布川事件、2012年の東電女性社員殺害事件、2016年の東住吉事件、2019年の松橋事件、2020年の湖東記念病院事件などと相次いでいる。

再審制度の抱える問題点は二つある。一つは捜査段階で集めた証拠を開示しないことである。国民の財産である全ての証拠は、隠すことなく弁護団の開示請求に応じ、真実解明に役立てるべきである。確定判決に疑いが生じることを示す「新証拠」の多くが、もともとの裁判で、検察官が弁護士や裁判官に対して明らかにしていなかった「古い証拠」の中にあるため、「古い証拠」の全てを明らかにする必要がある。

しかし、現状はいくら弁護団が証拠を出すように検察官に求めても、再審での証拠開示のルールがないので、検察官に開示義務はない。

もう一つの問題点は、検察官の抗告権（上訴）である。無罪の証拠が隠されたまま有罪にされたり、新たな証拠・証言で、裁判所が「再審開始決定」を出しても、検察が明確な理由を示さずに「不服申立て」をして、「再審決定取消し」で裁判がいたずらに引き延ばされる事例が幾つもある。都合の悪い証拠を隠しておきながら、裁判所が再審開始決定を出しても従わず、即時抗告、特別抗告を行い、裁判を長期化させることは人道的観点からも許されない。確定した判決といえども、新しい証拠で冤罪の疑いがあるならば、人道的見地と基本的人権尊重の趣旨から救済の道を開くことが必要である。

司法の行為で多くの無実の人が長期にわたり拘束され、仕事、家族、友人を失い一度しかない人生を奪われている。無辜の人を誤った裁判から迅速に救済するために現行の刑事訴訟法の再審規定の改正が必要である。

よって、西東京市議会は、国会及び政府に対し、誤った有罪判決を受けた無辜の者を迅速に救済するために、以下のとおり再審法制の改正を行うよう求める。

- 1 再審請求人の求めに対して、検察が有する証拠の全面開示について法整備を行うこと。
- 2 再審決定に対する検察による不服申立て（上訴）がいたずらに行われることがないように制限を加えること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

西東京市議会議長 保 谷 なおみ

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣